

## 「再処理工場のウラン試験結果及びアクティブ試験計画等に関する説明会」の 開催結果について

1. 日 時 平成18年2月18日(土) 9:30~12:15
2. 場 所 六ヶ所村文化交流プラザ「スワニー」
3. 出席者 当 社：代表取締役社長 兒島 伊佐美  
代表取締役副社長 鈴木 光雄  
再処理事業部再処理工場技術部長 青柳 春樹  
品質保証室部長 新沢 幸一  
再処理事業部再処理計画部長 中村 裕行  
再処理事業部品質管理部長 朝日 隆一  
安全技術室放射線管理部長 宮川 俊晴  
電気事業連合会  
原子燃料サイクル事業推進本部部長 田沼 進
4. 司会者 青森大学総合研究所所長 末永 洋一氏
5. 参加者 約200名
6. 配布資料
  - ・ウラン試験結果の概要について
  - ・アクティブ試験計画の概要及び試験時に発生が予想されるトラブル等とその対応について
  - ・再処理工場のアクティブ試験時に発生が予想されるトラブル等とその対応について(抜粋版)
  - ・再処理施設ウラン試験結果報告書(その1)
  - ・再処理施設ウラン試験結果報告書(その2)
  - ・再処理施設アクティブ試験計画書

### 7. 議事概要

当社より、ウラン試験結果の概要について、アクティブ試験計画の概要及び試験時に発生が予想されるトラブル等とその対応について、それぞれ説明を行った(9:36~10:03)後、会場の参加者の方々と質疑応答を行った(10:15~12:15)。  
詳細は次のとおり。

#### (質問者)

すみません、今回の説明会はどのようなつもりでやられているのか、お聞かせください。

#### (司会)

では社長、今回の説明会の趣旨を簡単にお話してください。

#### (当社)

本日は、ウラン試験の結果及びアクティブ試験の計画についてご説明を申し上げたく、説明会を開催したものであります。日ごろから大変ご理解とご支援を賜っておりますことを、先ほども御礼申し上げたとおりであります。ウラン試験の結果につきましては、その都度、ホームページもそうありますが、先般も(その1)についてのご説明をさせていただきました。本日は、総合確認試験の結果も含めたウラン試験の結果と、これから予定しておりますアクティブ試験の計画について、皆様方にご説明を申し上げて、ご理解を賜わりたく、開催させていただいたものであります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(司会)

ありがとうございました。それでは、早速質問に入らせていただきます。これから質疑応答ということになりますが、冒頭をお願いいたしましたとおり、途中で野次等、不正規発言は一切おやめください。よろしくをお願いいたします。

それでは、1番目のウラン試験全般に関するご質問を幾つかいただいております。まず最初に、ウラン試験中に発生した廃棄物の種類と量はどうかということで、横浜町の種市様からご質問をいただいております。青柳部長、お答えください。

(当社)

皆様のお手元にございますウラン試験報告書(その2)の67ページに書いてございますけれども、ウラン試験開始から終了までに発生した固体廃棄物の発生量は、低レベルの濃縮廃液の固化体としてドラム缶で296本。それから、洗濯廃液、これは所内で使用する衣類を洗った廃液を処理する施設でございますけれども、廃活性炭というのがございまして、これが20本。それから、非圧縮減容体、これはさまざまな雑固体に関するものでございますけれども、これが108本でございます。

(司会)

横浜町の種市様、今の回答でよろしいでしょうか。

次に移らせていただきます。次の質問は、六ヶ所村の村畑様からのご質問です。ウラン試験での試験結果の評価はどのように行ったのかということでございます。これも青柳部長、お願いします。

(当社)

ウラン試験結果の評価の判断基準につきましては、私どもが申請しております事業指定申請書や、設計及び工事の方法の認可申請等の設計図書の数値を一つの判断基準とするとともに、目標値というのがございまして、そういうものはCOGEMA等の先行施設の経験から目標設定をいたしまして、その範囲に入っているかどうかということの一つの判断基準としてやっております。そして、それを達成したかどうかというのは、各担当部がまず評価するわけですが、それが妥当かどうかというのは、技術検討委員会のような社内組織がございまして、そこでチェックをして、これでいいということになれば、それで決まりということで評価しております。

(司会)

村畑様、よろしいでしょうか。

それでは、次にまいります。次のご質問は、三沢の渋谷様からです。ウラン試験に社外の人立ち会いはあったのかというご質問でございます。これも青柳部長、お願いします。

(当社)

重要な試験につきましては、先ほど原子力安全・保安院に結果を確認していただいたということをご説明いたしましたけれども、保安院からも立ち会いをしていただきました。それから、日常的には、保安検査官が六ヶ所に常駐しておりますけれども、そういった人たちも日常的に立ち会って、すべてではございませんけれども、確認をしていただくということもございます。

(司会)

渋谷様、よろしいでしょうか。再質問、マイクがいきますので、簡明をお願いいたします。

(質問者)

保安院の方の立ち会いと保安検査官の立ち会いですが、どちらも保安院という立場だと思んですが、2種類のように聞こえましたが、もうちょっと説明してください。

(当社)

失礼しました。重要な試験については、保安院の諮問機関である再処理安全小委員会というのがございまして、その下に再処理ワーキングという、専門の先生方が参加している保安院をサポートする組織がございます。そういった先生方に来ていただいて、立ち会いをしていただいております。保安検査官というのは、こちらに常駐されている行政官が、日常的に来ていただくということでございます。

(司会)

よろしいですか。ありがとうございました。

それでは、その次のご質問に移ります。今後、ウラン試験が終わってアクティブ試験が始まるまでに不適合が発生したらどうなるのかということで、六ヶ所村の田高様からご質問をいただいております。これは朝日部長、お願いいたします。

(当社)

今後、アクティブ試験が開始されるまでの期間に不適合が発生しましたら、従来どおりの手続きに基づいて、適切に処置を行っていきます。また、それらについては、従来と同様、取りまとめまして、ホームページに掲載して公表いたします。

なお、ウラン試験からアクティブ試験への移行条件、当然、当社で確認いたしまして、さらに国の確認も実施していただきますが、その確認の1項目として、不適合等の処置状況を確認した上でアクティブ試験に入っていくということで考えております。

(司会)

田高様、よろしいですか。

それでは、次のご質問に移らせていただきます。次は東北町の田村様からのご質問です。ウラン試験報告書で、不適合の処置の強化として、不適合処置の的確化、迅速化を挙げているが、具体的には何をするのかということで、これも朝日部長、お願いします。

(当社)

ウラン試験報告書(その2)の10ページにその辺の対策について書かれていますが、読ませていただきますと、10ページの一番下の「不適合等の処置の強化」というところですが、「ウラン試験報告書(その1)を報告してから総合確認試験を開始するまでに、各建屋におけるウラン試験の不適合事項に起因した水平展開の検討や改善事項の検討に時間を要した例が散見された。このため、下記の事項を実施することにより、不適合処理の的確化、迅速化を図ることとしている」。これは、設備で、例えば不具合や故障が起きて、その時の処理が遅れたというわけではなくて、改善事項などの検討に時間がかかったということでありませう。

といたしまして、「試験の目的に照らして妥当な試験結果が得られたかについて、先行施設の経験を有する者が参画し、横断的に評価することによって、的確に試験に係る不適合事項や改善事項を抽出する」、といたしまして、「アクティブ試験の項目の終了ごとに、試験に係る不適合事項や改善事項の抽出もれがないことを速やかに確認することとする。なお、改善事項については、試験項目のくくりには捉われず、試験運転における幾つかの事例に基づいた提案や類似事象の発生頻度を評価した上で提案することもある」という対策をとっていくことと考えております。

(司会)

田村様、よろしいですか。

それでは、次の質問に移らせていただきます。三沢市の田中様からです。アクティブ試験中の補修方法についてご質問をいただいております。これは青柳部長、お願いいたします。

(当社)

アクティブ試験中に不具合が起きますと、これは操業時とほとんど同じなんですけれども、その内容をしっかり把握した上で、汚染のレベルや放射線のレベルをよく評価した上で補修を行います。例えば、放射線が強いところだと、クレーンやマニピュレータ、これはマジックハンドのようなものなんですけれども、こういうものや、専用キャスクを使いまして、壊れたもの、あるいは不具合の起きたものを一括して交換するという方法をとります。こういった方法については、これまでも試験運転の中で訓練してきております。

それから、どうしても人が入らなければいけない、セルの中、あるいは少し汚染のレベルが高いところに入らなければいけないという時には、そこをしっかりと除染して、そこにある放射性物質をできるだけなくして、線量をしっかり把握した上で補修を行います。被ばく線量につきましては、法令を遵守することはもとより、できる限り低くなるよう計画を立てて実施する予定でございます。

(司会)

田中様、よろしいですか。

それでは、その次に移らせていただきます。六ヶ所村の佐々木様からのご質問です。技術・技能認定制度に関しまして、日本原燃ではそれをやっているということだが、何名を認定しているかということで、朝日部長、お願いします。

(当社)

技術・技能認定制度というのは、技術力やモチベーションの向上、あるいは技術力の確認という観点から、平成15年8月から運用を開始しております。現在は現場に携わる運転要員、保修要員及び放射線管理要員について認定をしております。運転要員408名、保修要員85名、放射線管理要員71名を認定しているところでございます。

(司会)

佐々木様、よろしいですか。そういう数でございます。

以上で1番目のウラン試験についてのご質問は終わりだと思いますが、よろしいでしょうか。また後に出てくるかもしれませんので、そのときには追加して質問、回答させていただきます。

2番目のアクティブ試験についての質問に移らせていただきます。まず、六ヶ所村の平田様からでございます。第1ステップで使用する30トンの使用済燃料はどのように取り扱われるのかということで、これは青柳部長、ご回答いただきます。

(当社)

今のご質問で、どのようにというのは、最終形態はどうなるかということかと思しますので、少しその辺を説明させていただきます。先ほどお配りしましたアクティブ試験計画書の8ページと9ページをご覧くださいますと、この30トンをもまず第1ステップで、約2ヶ月弱の期間で使用いたします。私どもの施設は1日4トン再処理できるプラントでございますので、こんなにかからないわけですが、その期間は、まずせん断を1

日1本やってみて、その状況を確認する。次の日に、もう2本ぐらいやってみて、状況を確認するというようなことをございますので、せん断、前処理から後ろの方には、最初のうちはあまり流れていきません。そういったことを少しずつやって、分離施設、精製施設に少しずつ流れていって試験が進むわけをございますけれども、この燃料自体は、第2ステップ、第3ステップの段階まで、各施設に溶液として存在します。第2ステップ、第3ステップで上流から燃料がどんどん入ってきますと、下流に押し出されて、粉体の製品として、最終的には製品貯蔵庫にいきます。これで回答になっていますでしょうか。

(司会)

平田様、今のご回答でよろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、先ほどの第1番目のウラン試験全般に関しまして、もうひとつまいりましたので、またそちらに戻らせていただきます。これは六ヶ所村の福澤様からのご質問です。ウラン試験、アクティブ試験それぞれで発生した放射性廃棄物は、最終的にそれぞれどのように処分するのかというご質問をいただいています。青柳部長からお答えいただければと思います。

(当社)

ウラン試験及びアクティブ試験で発生する廃棄物につきましては、これは放射性廃棄物をございますので、放射性廃棄物については、液体では蒸発処理をして、上澄みを流す、それから、窯残という、残ったレベルの高いものについては、先ほどドラム缶での廃棄物とご紹介いたしましたけれども、そういう形にする、さらに、高レベル廃棄物については、ガラス固化体で適切に貯蔵する、雑固体も同じをございますけれども、そういった事業指定に基づく処置を行ってまいります。

(司会)

今のご質問は六ヶ所村の福澤様ですが、再質問、どうぞ。

(質問者)

適切に処分すると言われますけれども、高レベル廃棄物に関しては、まだ処分地が決まっていません。それに対してはどう思いますか。

(司会)

中村部長。

(当社)

高レベル廃棄物の処分につきましては、NUMO(原子力発電環境整備機構)という団体が設立されまして、現在、そこで処分地の公募を行っているというところで、法律に基づきまして、きちんと処分場が整備されるものと考えております。

(質問者)

それは何年後ですか。

(当社)

2035年くらいまでにきちんと処分場を整備するということになっております。

(司会)

鈴木副社長、お手が挙がっていますが、補足をお願いします。

(当社)

ただ今中村が答弁したとおりでございます。平成40年代の後半を目途に、今、種々の活動がなされておるといところでございます。

(司会)

もう一回ですか、どうぞ。

(質問者)

それは随分曖昧模糊とした、あなたたちが嫌がる仮の話ではないですか。仮定上の話ではないですか。決定されたわけではないですよ。

(司会)

鈴木副社長、どうぞ。

(当社)

ただ今申し上げました、平成40年代の後半というのは、4年ほど前に閣議了解がされているものでございます。

(司会)

よろしいですか。

(質問者)

ちょっと時間が長くなりますので、保留します。少なくともこれに関しては、どこに、誰が、どういうふうに分するかというのは、まだ決定されていないということははっきりしておきたいと思います。

(司会)

分かりました。ありがとうございました。

それでは、その次、ウラン試験全般に関してですが、これは三沢市の山田様からです。私の方で要約して申し上げます。トラブル対応訓練の要員は何名なのかということと、30分から90分くらいで、居住地などを考えれば、要員の確保は出来るのかというご質問をいただいております。一括して、朝日部長。

(当社)

まず、訓練についてですが、平成17年11月8日、防災業務計画に基づき、臨界事故を想定した退避訓練、誘導訓練、通報訓練、モニタリング訓練、点呼訓練を目的として防災訓練を実施いたしました。訓練では、社長を本部長とする全社対策本部を設置し、臨界警報吹鳴、退避命令、外部への通報と、社員が約400名参加いたしました。万一のトラブル時の初期対応に必要な要員につきましては、24時間体制で工場内に確保しております。さらに、社員の多くが六ヶ所村及びその周辺に住んでいるため、支援要員を確保出来ると考えております。

(司会)

ありがとうございました。三沢市の山田様のご質問でした。再質問どうぞ。

(質問者)

社員とメーカーと、それぞれ要員がいらっしゃると思うんですけど、その数と、いわ

ゆる常時会社の中で用意している以外で、支援を受ける場合、30分から90分、三沢から来れば90分かかるのかも分かりませんが、六ヶ所村内で即座に対応するというのを考えた場合に、30分や90分というのは長いんじゃないかと私は考えております。その辺を聞いているので、細かいところですけども、数字を挙げていただければありがたいです。

(司会)

要員の確保にどのくらい時間がかかるかということです。青柳部長。

(当社)

今までのウラン試験でも、何回かトラブルが起きまして、実際にどれくらい時間がかかるかというのもデータを取っております。私はこの近くに住んでいるんですけども、連絡はまず統括当直長という責任者から入ります。近くにいて、すぐ出られる者には招集がかかるんですが、大体30分から1時間以内程度に、六ヶ所にいる者、これは当番で待機している者もいるんですけども、そういった者が駆けつけます。それがだんだん、訓練とともに早くなってきておりますので、今の時点で習熟しはじめてきているのかなと私は理解しております。

(司会)

山田様、再質問いいですか。ありがとうございました。

それでは、次に移らせていただきます。ウラン試験の多分最後だと思います。ウラン試験の不適合は想定内のものかどうかということでございます。これは青柳部長。

(当社)

不適合については、私どもトラブル事例集というのを作らせていただきました。事故には至らないけれども、こういうのは起きそうだなというのを作らせていただきましたけれども、不適合を予想しているということではなくて、その不適合が原因でトラブルになることから事例集を作らせていただきました。

物を作ったら必ず不具合は出ますが、これまでご紹介しましたように、通水作動試験では2,000件ぐらい、化学試験で800件ぐらい、そしてウラン試験で800件ぐらいと、だんだん減ってきておまして、そういう不適合をつぶすというのが試験運転の目的ですので、あらかじめどういうものが発生するかという予想はしてございません。とにかく発生したものをつぶすという作業がこの試験運転の大きな目的でございます。それに基づいて、こういう小さな不適合が予想されるトラブルという形で表面化してきますので、そういったものを皆様にご理解いただくために事例集を作らせていただいたものでございます。

(司会)

今のご質問は六ヶ所村の辻様ですが、再質問ございますか。今の回答でよろしいですか。

それでは、次に移らせていただきます。また、アクティブ試験全般に関するご質問になります。これは野辺地町の小泉様からでございます。アクティブ試験のホールドポイントの評価を行う技術評価委員会はどんな人が参画しているのかというご質問でございます。青柳部長。

(当社)

技術評価委員会は、再処理工場の副工場長がトップになりまして、実際これからアクティブ試験になりますと、放出放射能等の経験が非常に重要になりますので、東海工場

で経験した人や、それから、これは安全性の問題をしっかりと議論しなければいけないので、我々の施設の基本設計を経験したメーカーの人たちに参画してもらって、安全性について、設計どおりになっているかどうか、それから、過去の東海、あるいは、そういった先行施設の経験を反映して評価してみるとどうなのかというチェックをするために、そういう人たちに参画していただいております。

(司会)

今のご質問、小泉様、よろしいですか。

アクティブ試験に関しましては、多分これが最後だと思いますが、三沢の中川様からです。周辺の放射線量が想定を上回れば試験を中止するんですかというご質問です。これは青柳部長、お願いします。

(当社)

先ほど説明の中で、アクティブ試験計画書の中の放出管理目標値というものを掲げさせていただきました。周辺の数値として、0.022ミリシーベルトに相当する放出量が放出管理目標値になってございます。したがって、その放出管理目標値をしっかりと守ることによって、周辺の線量というのは、十分、自然の放射線の変動の中に収まると私どもは見ておりますので、この放出管理目標値さえしっかりと守っていれば、周辺が基準値を超えることはないと理解してございます。もちろん、法令では1ミリシーベルトという数値がございませうけれども、これを超えるようなことになれば、当然、試験は止めます。

(司会)

中川様、どうぞ。

(質問者)

今の点が一番心配なんですけれども、要するに、出すところで目標値が抑えてあれば、0.022ミリシーベルトになるというのは、そちら側が勝手にいろんなことを仮定して積み重ねた値ですよ。僕は基本的に、そこからまいた放射能がどこへ行くかなんて、誰も分からないと思うんですよ。分からないことを無理に分かったようにするためにいろんな数式を持ってきて、いろんな数値をやった仮説にすぎないでしょ、0.022ミリシーベルトというのは、それを出すところで、その目標値に抑えているから大丈夫だなんていうのは、全く僕は信頼できません。原子力発電所を出している量の何百倍という量を再処理工場は出すわけでしょう。その辺のところの認識がどうなのか、きちんとお答えください。

(司会)

ありがとうございました。宮川部長。

(当社)

もう一つ、放射性廃棄物を放出することについて、どういうふう考えているのかというご質問も一緒にいただいていたかと思っておりますので、あわせてお答えしたいと思います。

私どもは、再処理工場を計画する段階で、気象環境調査というのをやりました。それは私どものサイトの、当時はまだ予定地に気象観測装置を設置して、1年間どういう風が、どういう方向に、どのくらいの風速でというのをずっと調べました。サイトだけでは足りませんので、八戸とむつの気象庁の測候所の過去のデータからいろいろ調べまして、六ヶ所村の再処理工場を設置するに当たって、1年間にどういった気象環境を想定

したらいいのかということをもまず準備の段階で調べております。そういうことで、排気筒から放出した放射性物質が、どこにどのように拡散していくかということについては、勝手に仮定しているわけではなくて、そういった気象データに基づいて設定してございます。

再処理工場は、大体1年間平均してずっと運転しているような感じになりますので、たとえば1年間の放出量を1週間で全部出すと仮定すると、ある方向にたくさんの放射性物質が行って、そのところは大きな影響になるということがあり得るわけですが、再処理工場はほぼ1年間を通じて操業していきますので、1年間の気象条件で、いろんなところに拡散、希釈していきます。ただ、特徴的なのは、六ヶ所村は西から吹いてくる風の出現頻度が高くなっています。また、6月から9月まで、ヤマセと呼ばれますけれども、太平洋側から風が吹いてくるというケースもございます。多くは西から吹くか、東から吹くか、南北方向での出現頻度は少ないということになっています。それらを考慮して、周辺への放射性物質がどういった分布になるかということを設定し、そこで放射線が人間にどういう影響を与えるかということの評価した結果が、1年間で0.022ミリシーベルトという結論になっているものでございます。

(司会)

ありがとうございました。再質問、簡単明瞭に。

(質問者)

勝手なという表現はちょっと悪かったですけれども、科学的にデータをとったとしても、じゃあ、明日それがどこに行くかは分からないでしょう。そのところを言いたいんですよ。もう一つは、僕の今の感覚なんですけれども、今、1年間で幾らと言っていましたけれども、それじゃ1日の管理の規制というのはあるんですか。

(司会)

宮川部長、簡単に。

(当社)

線量の目標というのは、1年間に0.022ミリシーベルトなんですけれども、もともとは人間はどうなったら放射線による害を受けるかという大本の考え方があって、1年間に1ミリシーベルトというのを周辺に住んでいる人たちは超えてはいけませんという基準が大前提にあるわけですね。1ミリシーベルトというのは、安全なレベルだというふうにぜひご理解いただきたいんですが、それに対して、0.022ミリシーベルトというのは、十分下回っている状況でございます。それは1年間全体の量を継続して出してという前提です。ですから、住民の人たちの放射線に対する影響というのを考えたときに、一日一日どのくらいだというふうに決めて管理をするということの必要性はないと私どもは考えております。

(質問者)

そうじゃなくて、放出する量については、1日の管理があるかということです。

(当社)

放出する量についても同じです。それに基づいて影響が及ぶわけですから。ですから、今日あっちに吹いた、今日はあっちにということをや々細かく見ることによって、周辺の皆さん方の影響は小さいなと確認することまでやらなくても、ある期間をずっと通じて見ていけば、それで十分低いということの確認は今後の試験の中でもできると私どもは考えています。

(質問者)

ですから、一番最初に質問したかったのは、0.022ミリシーベルトだから大丈夫だとお宅らが言うんですから、0.022ミリシーベルトよりも大きくなる事例があったときに、試験をやめるかどうかということです。

(司会)

宮川部長、端的に。

(当社)

0.022ミリシーベルトは、基準に比べて十分低いですから、それを超えるようなことが想定されれば、何らかの原因があったと私どもは考えます。それに向けて、いろんな調査などをやりますが、その段階で試験を止めるとか、止めないとか、そういう判断の基準にはしておりません。

(司会)

次の質問に移ります。次は安全対策に関してであります。六ヶ所村の梅田様からご質問をいただいています。宮川部長にお答えいただきますが、海洋放出量に関して、なぜ排水口を沖に設置しているのか。排水に危険物が含まれているのかというご質問でございます。よろしくお願いいたします。

(当社)

まず、危険物という意味での化学物質に関しては、公害防止条例に基づいた管理をしておりますので、そちらの管理に適合する形で処理をさせていただきます。放射性物質ととらえますと、十分に拡散、希釈して、周辺の皆様方への影響が問題ないレベルとする必要性がございます。沖合3km、深さ44mという地点に海洋へ放出する放出口を設定させていただきます。

(司会)

梅田様、よろしいですか。再質問、簡明にお願いします。

(質問者)

ということは、相当な危険物を排出しているということですか。それともう一つ、放射線に関して、県は年に1回しかモニタリングしていない、4月に周辺の海水をとって、1回しかモニタリングしていないということなんですけど、そのような状況が続くんでしょうか。

(司会)

宮川部長。

(当社)

十分拡散をして、影響がないようにしているということでございます。県のモニタリングの頻度につきましては、ちょっとデータを確認していませんけれども、海水のモニタリングというのは、おっしゃるとおり行われていまして、必ずしも1回ではないような気がします。ご連絡先を教えていただければ、確認いたしまして、後ほどご回答したいと思います。

(司会)

梅田様、よろしいですか。もう一回、簡単に。

(質問者)

拡散しなければだめなほどの濃度の放射線を排出しているわけですか。

(司会)

宮川部長。

(当社)

1年間で周辺の皆様方への影響がないように、ちゃんとした処置をしているということです。

(司会)

よろしいですね。次にいきます。

次、安全対策です。六ヶ所村の菊川様からです。長い文章なんですけど、防災対策を講じる地域、範囲、それに対してお答えいただきたいということで、これは青柳部長。

(当社)

防災対策を行う範囲というのは、国の方で、防災対策を重点的に行う範囲として、目安として5 kmというのが定められております。この5 kmは、再処理工場の持っている核燃料物質や放射性物質等を鑑みて、この範囲だったら十分であろうと、専門家が集まりまして検討した数値でございます。私どもは、それに基づきまして、訓練としても十分な対応がとれるように図っておるわけでございます。

ちなみに、先ほど申し上げたように、施設自体は、防災対策が要らないように多重防護という観点で造ってございます。そういった観点で、私ども、事故で皆様方にご迷惑をおかけしないという施設づくりに全力を尽くしてきたわけでございます。

(司会)

菊川様。

(質問者)

防災範囲のことをお伺いしましたけれど、私の住んでいるところは再処理工場から直線で6 kmのところなんです。これはちょっと聞いたんですけど、三沢のフランス村に住んでいるCOGEMAの技術者の家族が、防災避難訓練を、万一の事故のために防災計画を持っているということなんです。三沢まで40 kmか50 kmぐらいですか、そこまで離れていて、エンジニアの家族の方がなお万一の事故の心配をしているということをお聞きまして、六ヶ所村の5 kmというのは、ものすごく隔たりがあると思います。プロとしての心配というのも、私はすごく現実性があると思うんですよ。その辺についていかがでしょう。

(司会)

青柳部長。

(当社)

それでは、防災についての考え方をちょっとご紹介したいと思います。私ども、まず再処理工場を造るときに、安全に造るということで、先ほど多重防護と言いましたけれども、それが十分かどうかというのを判断するために、あえて事故を想定して、事故評

価を行いました。そして、その事故評価も国の安全審査の重要な事項になっておりまして、その中で、私どもは7つほどの事故を想定して、こういう事故があった場合でも、5 km、6 kmという距離ではなくて、敷地周辺の境界でどれくらいの線量になるかということの評価いたしました。その中で一番私どもが大きいレベルとして評価したのが臨界事故でございますけれども、これが約0.6ミリシーベルトでございます。まず、そういうふうに物をしっかり造って、それから科学的に評価をしたということが安全審査の段階でございます。

しかし、国も私どもも、それで安心するのではなく、さらに万が一、万々がーの場合について、防災対策を別途とることが法律でも要求されておりますし、私どももそういうふう準備してまいりました。その防災対策として、5 kmの範囲をしっかりと重点的にやるのが重要だという国のガイドラインもございますので、私どももそれに準じてやっているということでございます。

(司会)

フランス村で云々というのはどうなんですか。そういうことは聞いているんですか、事実ですか。

(当社)

それはちょっと把握してございません。失礼いたしました。

(司会)

何でしたら、事実を確認してください。

(当社)

確認いたします。

(司会)

菊川様、今の回答でよろしいですか。

(質問者)

もう一言だけ。やっぱりプロのエンジニアの方が、自分たちの作っているものをそのように心配しているということは、現実性がかなりあると思うんです。ですから、もうちょっと厳しい事故を想定して、村の防災対策を立てていただければと、これは村の行政の方も来ていらっしゃると思いますけれども、そのようにお願いいたします。

(司会)

事実確認の上、さらに、その辺に関して詰めさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。次は環境対策です。まず、お名前はございませんが、シーベルトとベクレルの違い、どちらを基準に判断するのかというご質問です。宮川部長、簡単をお願いします。

(当社)

放射線のことを考える場合に、放射性物質が物理的にどういう状態であるのかというときに使われる単位として、ベクレルという単位があります。どのくらいの放射性物質がそこにあるのかという単位になります。放射性物質によって、人間にどの程度の影響があるのかというふうに見るときには、シーベルトという単位を使っております。人間が関わっていないところでの話はベクレルという単位が使われる、関わる場所ではシ

ーベルトという単位が使われるというふうにもまずご理解いただきたいと思います。放射性物質は、たくさんあれば人間への影響があって、ベクレルが高ければシーベルトが高くなるという関係はあるわけですが、その間に遮へいを置いたり、距離を離したりすれば、ベクレル数が同じでもシーベルトの値は小さくすることができますので、そういう条件でそれが使われているかということを確認されることが大切だと思います。人間に関わるか、関わらないかということでご理解いただければと思います。

(司会)

お名前ないんですが、よろしいですか。

それから、また安全対策に関わるものが一つ来ましたので、これも戻りましてやらせていただきます。六ヶ所村の木村様です。放射性物質を事故で放出したときの対応策はいかがかということでございます。これは青柳部長。

(当社)

繰り返しになって恐縮ですが、放射性物質を放出しないように運転する、そして、設備を作るということに私どもは全力を尽くしてまいりました。放射性物質、あるいは放射線が実際に出た事故というのは、ご存知のように、かつて日本にもございましたけれども、そういった万が一のときには協力をしまして、関係市町村、行政、それから関係事業者と一緒にやって対応をするということになります。繰り返しになって本当に恐縮ですが、私どもは皆様方にご迷惑をかけない施設を造る、そういうことに今まで心血を注いでまいりました。そういうことで、私自身としても、ご迷惑をかけないように、最後まで努力していきたいと思っております。

(司会)

木村様、よろしいですか。

それでは、環境対策に再び戻ります。三沢の山田様からのご質問です。かいつまんで申し上げます。東海再処理工場のメンテナンス作業の被ばく量は、労働災害認定に比べICRP基準値が高過ぎるので、作業時の基準値を低くすべき、六ヶ所村では低くすべきだというご質問だと思いますが、これに関しまして、宮川部長、お願いします。

(当社)

手元のデータで、まず、東海の再処理工場における平成16年度の作業員の線量がございまして、多くの人の平均値は0.1ミリシーベルト、最大の方、個人1人が6.1ミリシーベルトというデータがあります。原子力施設では今、全国で6～7万人ぐらいの方が従事者として登録されておりますけれども、再処理工場全体の値としては少ないのが現状です。発電所の方がもう少し高いという状態です。

ご指摘がありましたけれども、私ども、無駄な被ばくは絶対にさせないということで、これからのアクティブ試験ですとか、操業に向けて取り組んでおりますので、ケース・バイ・ケースで作業計画というのをきちんと立てて、線量管理をやってまいります。よろしく願いいたします。

(司会)

再質問、山田様、どうぞ。

(質問者)

今、六ヶ所では土木の仕事がなくて、メンテナンスの業務に就きたいという人が多くなっていると聞いていますけれども、要するに、法令の基準というのは20ミリシーベルト、5年間で100ですよ。場合によっては50浴びるかもしれないということに

なるんですけど、労災認定の場合は、5ミリシーベルト以上を数年間浴びたことによって、がんや死者が出る場合ですから、さっき言った6でも高いわけですね。ついこの間、漏水が発覚したときに、中に入って作業した人がいます。皆さんが出した資料を見ると、10ミリシーベルトぐらい浴びているじゃないですか。だから、法令の20じゃなくて、5ミリシーベルト以下に抑えて、なおかつ、そういうがんの死者などを出さないように努力すべきじゃないかなという提言でありまして、ですから、何かあったときに対応して、皆さん、もう既にそういう人を出しているわけですから、それに比べたら、もっともっと努力して出さないようにするというので、言ってもらわないと安心できないんじゃないかと。6であれ、10であれ、浴びさせますよ、しょうがないじゃないですか、20過ぎなければいいでしょ、50までいかないから大丈夫ですという話じゃないわけですから。そのところをどうするかということを知っているんです。

(司会)

宮川部長、簡単に。

(当社)

機器の点検等をする上で、ある時間の範囲で処理をするということも重要なことですから、一人の線量を少なくする方法としては、たくさんの人で分けて作業をするという選択肢が出てくるわけですが、そういうふうにする方が、その状況で一番的確なのかどうか、そういったことの判断も入れて、作業計画というのは作られるようになっております。私どもはもちろん、年間20ミリシーベルトを超えない管理をしていくことにしておりますけれども、基本的には、無駄な被ばくがないようにしていくということで、少なくする方向には努めたいと思っております。5以下にするとか何とかということは今、ここでお約束できる状況ではありません。

(司会)

山田様、簡単に。

(質問者)

もう一つ、日本原燃の方に言っておきたいんですけども、皆さんの会社で作業している中に、下請の労働者が既にたくさん入っているわけです。青森県内で採用された方で、そして、日本原燃の社員が入りたがらない場所に自分が追いやられて、被ばく作業をさせられているけれども、自分がどのくらい被ばくしたか会社が教えてくれないので、分からないんだという不安を抱えている人が青森県内にたくさんいます。そういう実態も知ってもらって、皆さんが入りたがらない作業現場にそういう労働者を追いやらないような環境を作っていただきたい。そして、最低限、被ばくした人には被ばくデータをちゃんと教える、そういうことを徹底していただかないと不安が増長します。そのことをお願いします。

(司会)

はい、ありがとうございました。宮川部長。

(当社)

大変申し訳ありませんが、今、自分がどのくらい放射線を浴びているかを知らされていないということに関しては、それは事実かどうか、きちんと私にお伝えください。私はそれを否定しますから。私どもは、管理区域に入る際には個人の線量計を必ずつけて入っておりますので、出るときに、自分自身がその数値を確認することが必ずできています。もしおっしゃることが事実だとすると、個人が確認すべき行為が行われていない

可能性があるということで、私どもは、現場に入る人たちに、改めてそれを十分徹底する必要があります。そのために、ぜひそれはどういう状況かということをお教えいただきたいと思っております。

(司会)

ありがとうございました。それでは次に移ります。環境対策です。これは三沢の中川様ですね。大量の放射性物質を取り扱うこと、また、環境中に放出することについて、どのような認識を持っているのかということでもあります。宮川部長。

(当社)

これは先ほどお答えしたということで、よろしゅうございますか。

(司会)

では、改めて。

(当社)

私どもは、操業するに当たって、放射性物質で取り除けるものは極力取り除くということを、冒頭、青柳からの設備や放射線管理についての説明で、概要をご報告したとおりでございます。周辺の人たちへの影響は、健康への影響がないというレベルまでやった結果として、現状のような放出管理目標値を今後守っていくということで、安全は確保できると考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

(司会)

中川様、簡単に。先ほどと重なりますので。

(質問者)

取り除くのであれば、最初の計画にクリプトンを除去する建物とか、トリチウムを除去する建物が設計上にありましたよね。何でそれが消えちゃったんですか。

(司会)

宮川部長。

(当社)

アクティブ試験の青い資料の10ページをご覧いただきたいと思っております。最終的な設備の計画をする段階におきまして、クリプトンの除去装置の技術開発ですとか、トリチウムの除去装置に関する技術開発ですとか、そういったことについても、いろんな検討、調査をやってまいりました。結論的には、それらの装置を六ヶ所に設置して、取り除いたクリプトンやトリチウムを安定に貯蔵、保管するということまで見通した場合に、適切な技術が完成しているという判断には至りませんでした。その結果として、現在のような設備計画になってございますけれども、今の放出管理目標値を守っていくことで、10ページの右下に、それらの核種による放射線の人間への影響を、ミリシーベルトとして、小さい字で申し訳ありませんが、お示ししています。十分安全を確保できる状態にしていると考えております。よろしくご理解ください。

(司会)

次に移ります。これも中川様で、トラブル等の対応とありますが、環境対策ということで宮川部長にお答えいただきます。放射能で汚染された配管にトラブルがあったときには、どのように処理するのかということで、お答えいただければと思っておりますが、よろ

しいでしょうか。

(当社)

青柳からも、トラブルのときにというお話を申し上げました。具体的にどうこうという話ではないんですが、原則論としては、アクティブ試験計画書の45ページの一番下に、故障等に関する安全対策について簡単に、またいろんなケースがあるので、一般的な表現で記載しております。基本は、作業をする現場がどういう状況であるかということをもまずきちんと確認をして、放射線がある可能性が多いわけですから、それによって、人間が作業に関わっているときに、どういう措置をすることで放射線から守れるようにするか、あるいは、他の危険物があれば、それから守れるようにするか、そういったことを事前に全部検討した上で、対策に入っていくということでございます。

(司会)

中川様、簡単に。

(質問者)

青柳さんがおっしゃってましたけど、人の手を使わないで外すと、そういうふうにお伺いしたんですけれども、外したものをその後どうするんですか。どこにいったって人の手が最終的には加わるでしょう。とにかく汚染してしまった大量の放射能を配管の中に流すんでしょう。アクティブ試験をやるということは、今までのウラン試験とは全く違うんですね。その辺をどう思っているのかということをお伺いしたいんです。

(司会)

青柳部長から。

(当社)

汚染されたものを修復したり、今おっしゃったように、あらかじめ交換するということで設計したのもございます。まず、交換を前提としたようなものにつきましては、先ほど申し上げました、遠隔で外して、それを廃棄物の適切な貯蔵庫に持っていき、そして、そこで安全に保管するというのを考えておりまして、これまでも訓練でその実現性については確認してまいりました。

それから、今おっしゃったような、配管などで詰まってしまったり、交換しなければいけないというものにつきましても、今までの先行施設の経験等を設計に反映いたしまして、詰まりそうなものについては二重にしたり、そういったこともしてございます。最終的にどうしてもここは直さなければいけないというときには、今、宮川が言いましたように、作業計画をしっかり立てて、無駄な被ばくをしないような、しっかりした計画を社内的に確認した上で、段取りをつけて、それから、場合によっては、モックアップと言いますけれども、同類のものを造って、まず訓練をしてからやるということも考えていきたいと考えております。

(司会)

実は、予定されたのが11時ということなんですが、冒頭に私から申し上げましたように、また、会社の方にもお願いしておいたんですが、30分ぐらいの延長はやむを得ないだろうと、また、質問に対する回答もまだ半分ぐらいしか終わっておりません。したがって、今、11時10分ぐらいであります、あと20～30分延長させていただきます。よろしくお願ひします。

それでは、次、環境対策です。六ヶ所村の田中様から、陸奥湾を越えて、東津軽郡まで放射性物質が行く影響はないのか心配だというご質問をいただいております。宮川部長。

(当社)

先ほど、1年間の気象条件等を調査した上で評価をしているというご説明を申し上げます。その評価結果として、線量評価した地点は、当然、工場から比較的近い地点の影響が一番大きく出るわけです。その地点でも十分低い結果になっておりますので、遠いところについては、それ以上高くなるということはありませんので、ご心配に及ぶことはないと考えております。

(司会)

田中様、よろしいでしょうか。

それでは、環境対策の次の質問です。これは三沢市の中川様、それから六ヶ所村の福澤様からほぼ同じようなご質問だと思しますので、一括して宮川部長にお答えいただきます。安全であるという根拠について、具体的に説明してほしい。5年後、10年後の実情を現在のデータのみで判断することはできないのではないかというご質問です。宮川部長、よろしくをお願いします。

(当社)

放射性物質の蓄積についてのお尋ねだと思います。放射性物質にはいろんな種類がありますが、蓄積のことを考えなければいけないのは、地表に沈着するだとか、そういった性格の粒子状の放射性物質だと私どもは考えております。今回の0.022ミリシーベルトを評価する段階におきましては、約20年間、毎年溜まり続けるという前提で、放射性物質の濃度が高くなるということを考慮しております。クリプトンやトリチウムというものは、水蒸気や普通のガス状態なものですから、どこかに溜まり続けるという性格のものではなくて、広く拡散していきますので、それらのものについての蓄積という考え方は取り込んでおりません。将来についての想定も織り込んで評価をさせていただきます。

(司会)

中川様の手が拳がりましたので、簡単をお願いします。

(質問者)

まず最初にトリチウムですけれども、トリチウムは人体の中に入ってきてませんか。水と同じですから、人体の中に水がたくさんあるんですから、その中にトリチウムが入ってくると当然考えられるんじゃないですか。

それから、もう一点ですけれども、皆さんがおっしゃる一番最大のところで、何年間か食べて大丈夫だよと、0.022ミリシーベルトになっていると言っていますけれども、そこを想定している場所はどこの場所で、どういうものを具体的に食べているかということをお教えください。どういうことの想定でやっているのか、分かりやすく教えてください。

(司会)

2点、宮川部長。

(当社)

トリチウムは全く水と同じ挙動をしますので、ご指摘のとおり、体の中に入ってくることを前提に評価をしております。

それから、評価地点、あるいは食べ物の話については、私どもが国に申請しております事業指定申請書、その内部の書類の中に示してございますが、西からの風の影響が大

きいということで、評価の地点としては、東側の地点になります。こういったものを食べているかについては、周辺でとれるもの等を調査いたしまして、それらの結果から、食べているものとその量について示してございます。そのデータは、昭和60年ぐらいになりますけれども、地元の皆様方のご協力をいただいて、詳細な生活調査というものをさせていただき、それに基づいて設定してございます。

(司会)

福澤様。福澤様でこの質問を打ち切りたいんですが、他にもたくさんありまして。福澤様、どうぞ。

(質問者)

別な用紙にも書いたんですけども、今、読み上げられなかったのですが。

(司会)

多分、他に行っています。

(質問者)

単に蓄積する、沈殿だとか、溜まるというだけではなくて、食物連鎖による生態系の濃縮ということもあると思うんです。そういうことについては今、全然触れられませんでしたけれども、それが10年、20年後もモニタリングできたという仮定でされているんですか。

(当社)

野菜や魚の中に、環境中にある放射性物質がどのように取り込まれていくかということに関しては、移行係数、濃縮係数、そういった項目で評価をしてございます。それらの内容については、国の安全審査の段階で評価された内容でございまして、考慮されてございます。

(司会)

中川様、ちょっと、中川様に偏って……。

(質問者)

大事なことから。

(司会)

もう一回どうぞ。

(質問者)

さっきから科学的にどうだこうだと言ってますけど、例えば、どなたかから質問がありましたけれども、放出管から非常に濃い、毒性の強い海水が出るわけですよ、汚染した水が。その近くで、それを食べた魚がいたとして、その魚をたまたま誰か人が食べるかもしれないじゃないですか。そうしたら、その計算なんて全部飛んでしまいます。一挙に何千倍、何万倍の被ばくをすることになるんですよ。じゃなければ、今、ラ・アーグとかセラフィールドなんかの周辺で白血病が多いという事実がありますね。チェルノブイリであれだけの放射能がばらまかれて、日本にも来たじゃないですか。それで、放射能汚染したお茶は全部廃棄しなければならないような状態になったんですよ。そういうことは計算ではできないことなんですよ、現実はどうなるかは。それをあなたたちは、0.022ミリシーベルトで大丈夫だ、大丈夫だとおっしゃっていますけれども、そう

いうことは一切根拠がないというか、実際にはそういうことは起こり得ないんですよ。実際にこれから先、どういうことが起きるか分からないんですよ。分からないことに関して、国が大丈夫だと言っているからとか、私たちは大丈夫だとか言っているも、そんなもの、僕らは全然信頼することができませんよ。

(司会)

分かりました。宮川部長、一言だけ。

(当社)

評価はいろんな技術的な根拠に基づいてやっておりまして、その事実については、これからの操業、あるいはアクティブ試験の段階で、環境モニタリングということもきちんとやっていきますので、それが一体どういうことであったのかということは、きちんと確認されていくというふうにここで申し上げたいと思います。

(質問者)

ですから、モニタリングでオーバーしたら、その時点で試験をやめてくださいよ。

(司会)

中川様、見解の相違等々はあると思いますが、ちょっと打ち切って、後で宮川部長、個別にきちんと対応してください。お願いします。たくさんの方がみえていますので、たくさんの方々のご質問をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、これまた中川様ですが、これは今のご質問で大体終わったと思いますので、省きます。

それでは、その次です。これは六ヶ所村の木村様。もし環境中に多大な損害を与えるようなことがあれば、社長以下皆さんはどのような責任を取るつもりですかとありまして、宮川部長、そして社長、簡単に。「もし環境中に多大な損害」とあるんですけど、要するに、重大なことが起こったらどういう責任を取るんですかということです。社長、お願いいたします。

(当社)

多大な損害を与えるようなことはないようにしていくわけではありますが、万が一そのようなときには、まず、事実関係をきちんと調査させていただいて、損害をおかけした場合には、きちんと適切に、その損害を賠償するなど対処してまいります。よろしくお願いします。

(司会)

木村様、よろしいですか。これは木村様になっていますが。

(質問者)

それは私の質問です。そういう損害とか何かじゃなくて、もし人が死んだときにどういう責任が取れるかということですよ、取りようがないでしょうが。あなたたちが今やろうとしていることは、そのくらい重大なことなんですよ。そういう意識を持ってくださいということです。アクティブ試験をやることによって、危険な大量の放射能がばらまかれるわけですよ。その前に十分な準備もきちんとしないで、こんなアリバイづくり的な説明会で、ちょっとした時間だけとって、それで進めようとしているあなたたちの考え方が信頼できないということです。

(司会)

それは分かりました。それは中川様のご意見として承っておきます。ありがとうございます。私が今、読み上げたのは木村様なんですが、中川様も同じようなご質問があったようです。木村様、何かありますか。よろしいですか。

中川様のが次に出てきましたので、これはよろしいかと思えます。

それでは、その次です。三沢の山田様です。アクティブ試験資料の9ページに管理目標値が示されているが、これは年間800トン再処理のときの放出量ではないのか。アクティブ試験は17ヶ月で430トンなので、この基準を適用するのはおかしくないかというご質問です。これは宮川部長ですか。

(当社)

先ほども申しあげましたけれども、800トンの操業時の前提で、放出管理目標値というのが設定されているということは、ご理解のとおりです。その結果として、この放出管理目標値を守っていくことの結果、影響というのは非常に小さなものであると認識しておりますので、この目標値に基づいて、アクティブ試験も進めてまいりたいと考えてございます。

(司会)

山田様、再質問、簡単をお願いします。大変恐縮ですが。

(質問者)

日本語が分からないんですかね。430トン再処理するのと、800トンと同じ計算値で出して、どうしてそれが目標なんですか。まずそれを聞きたい。

(当社)

800トン再処理する場合の放出管理目標値は、十分安全なレベルであると私どもは考えているということをも申しあげました。実際は、トン数が少なくなれば、それより少なくなるとことは当然だと思っております、そこは評価をしていく中で、考察をしていくこととしたいと考えております。

(司会)

山田様、簡単に。

(質問者)

今、電力会社のホームページで出している、経済産業省のホームページで出しているのがありますけど、原発が52基もあって、放出している放射能というのは、六ヶ所の再処理工場の気体、液体と比べれば、6桁とか8桁くらい低い数字を出しているのは皆さんご存知でしょう。見れば分かるんですから。それに比べて高過ぎるという線量を出してきて、しかも、年間200トンくらいしかやれないのに、800トンの数値を持ってきて、この目標値以下だから大丈夫と言われても、それは信用できないんですよ。原発に比べてこれはすごく高いんです。それに比べてどうなのかという話を聞いているときに、800トンの数字を出して、このとおりやるからいいんだと言われても、それは皆さんを信用できないんですけど、その説明をちゃんとしてくださいよ。

(司会)

宮川部長、一言だけ。

( 当社 )

どういふ影響があるかということ、評価をしてきたということ、先ほどかいつまんで申し上げましたけれども、その放射線に対して人をどう守っていかねばいけないのかという基準から照らし合わせると、今の子どもが設定した管理目標値については、このレベルで今後やっていきたいと考えておりました、その考え方そのものについては、国においても妥当であると評価されておりますので、発電所は全く問題がないというのはそのとおりですが、では再処理工場が問題かということ、子どもは、今の評価の結果から、安全なレベルであると認識しておりますので、そこはぜひ皆様方にご理解をいただきたいと思っておりますのでございます。

( 司会 )

よろしいですね。次に移ります。

六ヶ所村の柳楽様から、アクティブ試験に関してのご質問なんですが、環境対策の中でお願いいたします。宮川部長にお答えいただきます。アクティブ試験中に放出される放射能はどの程度になると評価しているのか。何度も同じような質問がありましたが、もう一度お願いします。

( 当社 )

放出管理目標値の数値そのものは、800トン再処理をしたときを前提として設けてございます。先ほどから申し上げておりますけれども、周辺の影響についての評価結果の0.022ミリシーベルトそのものは、800トンを再処理したときを前提にして評価された結果でございます。

( 司会 )

柳楽様、よろしいですか。

それでは、環境対策は非常に多いようですが、あと3件ぐらいだと思います。まず、中川様からですね。トリチウムのことは先ほどおっしゃっていたと思いますが、もう一度読み上げます。トリチウムの人体への影響はということと、 $1.80 \times 10^{16}$ ベクレル/年というのは、一般人の規制からいうと3億2,000万人分もの量になると思いますが、どのように認識されていますか。これは先ほどもお答え等々をいただいて、再質問であったと思うんですが、お分かりになりますか、宮川部長。

( 当社 )

これは多分、放出量を一般公衆の限度のベクレル数で割られてこの数値をお出しになったんだと思います。一般公衆の限度の値は、1ミリシーベルト、その状態で1年間ずっといた場合に1ミリシーベルトになるという線量をベースに値が導き出されているものですが、六ヶ所の場合は、44mの深いところから、大量の海水の中に、また、排水するときには約600トンのタンクに水をためて、それがいっぱいになったらその中を測定して、それから排水、放出するんですね。ですから、一遍にどっと出ていくということはありませんので、十分希釈、拡散されますから、これは数値の上ではこういうような数値が出てくると思うんですが、六ヶ所の場合は、それで影響がないように管理できると思っていますし、そうしてまいります。ご理解いただきたいと思っております。

( 司会 )

中川様、簡明にお願いいたします。

(質問者)

今のところにすべてが出てると思うんですけども、毒でも薄めればいいという考え方が非常に危険だと思うんですよ。薄める場合に、じゃあ、全部等質に薄められるかと、そういうことは実際にはないわけですよ。だから、それだけ大量に毒を扱っているんだと、ものすごい毒ですよ、これは。そういう認識が非常に薄いんじゃないかと思うんですよ。

(司会)

中川様、ご意見として承っておいて、いろんなことはまた、個別にでもよろしく願いします。

次は、六ヶ所村の菊川様のご質問です。ヨウ素129は蓄積していくことは明らかである、どのくらいの量になるか、影響はどうかお知らせくださいというご質問です。宮川部長、よろしく願いします。

(当社)

ヨウ素は、ヨウ素追い出し槽という設備を工場の中に作りまして、気体廃棄物処理系で除去するという設計になっておりますので、全体としてのヨウ素の放出量というのは、海外の再処理工場から比べると少なくする対策を立てていると思っております。ヨウ素の蓄積については、土のヨウ素を測定していくというのが現在の県の環境モニタリング計画の中に決められております。その項目のひとつとして、これからも測定はされていくと思いますけれども、私どもは、影響は極めて小さいものと考えております。

(司会)

菊川様。すみません、簡単にお願ひします。よろしくお願ひします。

(質問者)

そこにも書きましたけれども、ちょっと私、半減期が定かではなかったんですけども、ヨウ素129の半減期というのは、1万6,000年だったか.....

(司会)

あなた1万6,000と書いてますね。

(質問者)

ええ。それとも1,600万年だったか、ちょっと私も分からなくなったんですけど、どちらだったでしょうか。

(当社)

後ろの方だと思います。

(質問者)

1,600万年ですね。そうすると、本当に微量でも、それが出される分だけそのまま積もっていくということになると思いますが、それが、例えば、5年後、10年後、20年後ぐらいに人体に全く影響がないというふうに考えるのは、私は全くおかしいと思うんです。これもぜひサンプリングをして、この後どうなるかということだけではなくて、できれば出さないでほしいと私は思うんですけども、その辺については、捕捉できないものでしょうか。

(司会)  
宮川部長。

(当社)  
気体廃棄物の処理系にヨウ素フィルタというのをつけてございまして、極力とれるようにはしてございます。それから、蓄積傾向は、将来、そういうことについては、きちんと見ていく必要があるというふうに私どもも青森県もお考えになっていまして、一番継続して蓄積が見られるのは、土なんですね。野菜などは食べて、採ってと一年一年でどんどん変わっていってしまいますけれども、土はずっと蓄積が継続しますので、まず、土のところはきちんと見ておきましょうと。野菜を測っても、とても測れるようなレベルの量にはならないだろうという想定のもとに、土のモニタリングというところに重点が置かれております。

(司会)  
菊川様、簡単に。

(質問者)  
人間が食べていくのは1年ごとになくなるわけではありませんから、人間の体の中の蓄積ということもすごく怖いことになってくると思いますが、その辺のシミュレーションというのはなされているんですか。

(当社)  
体の中での影響というのは、国際放射線防護委員会などでもモデリングみたいなものができているんですけれども、どんどん溜まっていくわけではなくて、新陳代謝とともに人間の体の中でも、そういった物質は代謝をされていきます。ある程度は溜まりますけれども、それから排泄されるものと取り込まれるものとのバランスで、体の中はできるというふうになっております。

(司会)  
ありがとうございます。それでは、先ほど同じ菊川様から、三沢市のフランス村、どうやら下田のようでございますが、これについて、さっき後でということでしたが、青柳部長、簡単に補足説明願います。

(当社)  
COGEMAの下田に住んでいる家族に対して、八戸北消防署と一緒に、一般の地震及び火災時を想定した防災訓練を一昨年、1年半ぐらい前にされたということが確認できました。

(司会)  
それでよろしいと思います。そういう事実ですね。ありがとうございます。これはそのまましておきます。

その次に、もう一つ、環境対策ということで、これは多分最後になると思います。中村部長からお答えください。BP(バーナブルポイズン)ピット漏えいに対して、ピット水はどのように排出したのかということでもあります。

(当社)  
昨年6月に発生しましたBPピット漏えい事象におきまして、漏えいした水、これは自動的に回収しております。建物の中で回収をしております。この水につきましては、

低レベル廃液処理設備に移送しまして、蒸発処理を行いました。その蒸留水を水質、放射能濃度を確認した後、海洋放出をしております。ちなみに、コバルト等の分析結果は、ゼロ、検出限度以下ということでございます。

(司会)

これまたお名前を最初に言うのを忘れました。六ヶ所村の梅田様の質問です。梅田様、よろしいですか。

それでは、その次、トラブルの方に移ります。実は30分ぐらい延ばすということで、30分過ぎましたが、もうちょっとだけ。

質問、梅田さん、どうぞ。失礼しました。

(質問者)

今、処理したと言われましたけど、今後もそういう処理の方法でいくわけですか。

(当社)

万一、BPピット、あるいはプール等の漏えい、ないとは思っていますが、万一ありました場合は、このような方法できちんと処理をして、海洋放出をいたしたいと思っています。

(質問者)

先ほどちょっと説明がありましたけど、600トンの水で薄めて流すということだったんですけど、逆に、会社としてはそういうプールをつくって、そこにしばらく置いて、生物への危険がなくなってから排出するのが筋じゃないですか。

(当社)

宮川部長。

(当社)

工場を操業していきますと、やはり冷却したり、いろんなところで水を使いますし、空気なども大量に使いますので、それらをずっとため続けていくということは、どこの工場でもなかなかできないことです。そのために、放出するに当たって放出管理目標値というのを定めて、きちんと測って、影響がない範囲であるということを確認して放出をする、そういう管理運用をやっていくというふうに考えてございます。ご理解ください。

(司会)

ありがとうございました。よろしいですか。

(質問者)

先ほどの説明では、年間を通したら目標値になるけれど、その都度では、濃度の濃い排水をしているということですか。

(当社)

600トンの水をゆっくり流しているわけですから、そんなに大きな影響になるというふうには考えてございません。

(質問者)

それじゃ、一番初めに質問した、何であんな遠いところに排水口を設けなきゃいけない

いんですか。危険じゃないものを何で丘のところに設けないんですか。

(当社)

底から放出をすることによって、影響のないようにしているという意味です。

(質問者)

それでは、影響のある水を出しているということですね。

(司会)

宮川部長、もう一言どうぞ。

(当社)

影響がないように管理をきちんとしているということでございます。先ほど、中川様から線量の数値などもございましたけれども、私どもはたくさんの量の放射性物質を取り扱っておりますので、その分については、十分安全にしていかなければいけないと、その考え方に基づいて行っているものです。

(質問者)

あれは親潮の主流のところまで行っているんですね。ということは、流してごまかしているとしか思えないんですけどね。

(司会)

それはご意見として承ります。ありがとうございました。

それでは、次はトラブルです。三沢市の山田様からです。事例集にCOGEMA社や東海の例はあるのかということでご質問がありますが、青柳部長。

(当社)

事例集を作成するに当たっては、先行の知見が必要ですので、東海やCOGEMA、BNFLという、名前は変わりましたが、イギリスの会社の事例を十分参考にして作っております。むしろ、そちらの方が多くらいでございます。

(司会)

山田様、再質問。

(質問者)

ウラン試験の時もアクティブ試験の時も、非常に事故の対応というか、中身が、過激事故に対する備えがない、逆に言うと、低め低めに抑えて、いわゆる国際的な事故の事例でいけばゼロクラスのものしか挙げていないように思うんですね。もう少し過激な事故、例えば、最近イギリスで起きたような、あれはいわゆる溶液が漏れたわけですけども、構造が違うというふうに逃げるかもしれないけれども、そういうことが六ヶ所で起きないという保証はないわけでしょう。貯蔵プールであれだけ漏水が発覚した理由も、実は作業施工時において不良施工が行われた、その原因究明ができないから、後から安全なものと認識するためにいろいろと対策をとって、ようやく今、ここまで来ている。次にアクティブ試験が始まって事故が起きたときに、また原因究明をしたら、もともとの作業施工時における不良が発覚したというふうになるかもしれない。だから、作業施工時にさかのぼっての安全性が確認できない状況の中でこれから動き出して、放射性物質を取り出すわけですから、どういう事故が起きるのか、もっと過激な事故を想定して、皆さんは対応していくべきではないでしょうか。

(司会)  
青柳部長。

(当社)  
もう少しレベルの厳しい事故を想定すべきじゃないかというお話でございますが、これは先ほど申し上げましたように、周辺の方々に影響を及ぼすような事故が起きないようにということでこの工場を造ったわけですが、それを確認するのが安全審査でございます。その安全審査の中で、今おっしゃったような事故につきましては、私ども運転時の異常な過渡変化という言い方をしますけれども、それを超える事故、これは合わせて1,200ほど考えて、事故評価をいたしました。それで、先ほど申し上げました、その中で一番厳しい事故が臨界事故で、約0.6ミリシーベルトということで評価しました。これは安全審査の段階までに設計対応も含めてやってきたことでございます。そういう大きな事故は決して起きないように造ったわけなんですけれども、それよりももう少し細かいトラブルというのは、これから大量に起きるであろうということで、それに対する説明が十分でなかったということで、ウラン試験の前に、そういった細かいトラブルに対しても、あらかじめ、後で報道でお聞きになられると皆様方の不安をあおるということも心配いたしまして、小さな不具合といったものも発表して、事前に説明していこうということで、この事例集を作らせていただいたものでございます。

(司会)  
ありがとうございました。山田様、簡単に。

(質問者)  
漏水発覚の後に、結局、現場作業でどのようなことが行われたのか、その不良施工した人が誰なのか、どういう形で行われたのか、最後まで追求できない、原因究明ができない、このようにしていったら、不正が発覚したんだろうという報告しか出せなかったわけですよ。もともと作業した人がどういう作業をしたかまで、皆さんは確認できなかったわけですよ。

もう一つ、トラブル事例に関して言えば、これから起きる事例に関しての想定が甘いという理由は、そういう不良施工が、あれだけ多くの人間が作業した場合に、青森県民がほとんど入らないで、他から来た作業員を勝手に翌日から作業者と認定して、専門業種に就かせてやった結果がそうになっているわけじゃないですか。その辺の反省があれば、もともとの工場全体の安全性を皆さんがより真剣に確認するということをまずしなければいけない。それをしないで、結局は、抜き打ち検査でもって合格だけ出したと、そういうことでやってきているわけでしょう。その後に安全審査が通ったんじゃないくて、安全審査はその前に通っているわけですからね。安全審査が通って、設計、工事をやってきて、こういう異常、トラブルを起こしているわけだから、安全審査が万全だったなんてことは、口が裂けても言えないと思いますけど。

(司会)  
簡単にどなたか。青柳部長。

(当社)  
確かに、漏水の問題が起きた後に、私ども、もう一度振り返って、今おっしゃったように、安全審査でお約束した事項が確かに建設、そして、物作りに反映されて今できているかどうかというのをチェックしてまいりました。その結果も発表させていただきましたけれども、おっしゃるとおり、最初にお約束した事項が、品質管理とともに最終的

な製品に、設備の形に反映していないといけませんので、そういう形のチェックを再度やらせていただいたということでございます。

(司会)

では、これは打ち切ります。補足は簡単に。

(当社)

前回のプールの漏えいに際しましては、実際に作業をされた方に、直接お話を伺っています。どういった行為をしたのか、どのような場所でしたのか、そういったところも、100%聞き取れているとは必ずしも思っておりませんが、聞き取りをしまして、それを踏まえて、点検計画を作って点検を実施したということでございます。

(司会)

ありがとうございました。

(質問者)

一言だけ言わせてもらいます。今の話で点検したというけれども、2回目の漏水のときは、どういう形になったかも、これは、結果的に点検していないわけじゃないですか。そこまで原因究明できなかったじゃないですか。そのことは事実でしょう。

(司会)

中村部長。

(当社)

前回の点検の時に、今回、B Pピットで漏れたところを見逃したというのは事実でございます。その見逃した原因と申しますのは、場所がコーナー部になっていて、光が集まって見えにくい場所であった。そこで見逃してしまったということで、その点については反省しまして、今回はそういった箇所について、直接、光が重ならないように、きちり見えるまでしっかりと調べて、再度点検を実施いたしました。

(司会)

そういうことで、どうも事実に対する認識の若干のズレや何かがあると思いますので、その辺はきちんと後で詰めてください。よろしく願います。

質問が一部の人に偏っております。ご意見も含めてですが、まだこんなにたくさんあります。もう11時40分を過ぎました。予定の時間は当初から若干短かったと思いますが、それでも45分ほど延ばしてまいりました。少し急いでお答えいたしますが、あと最大許されても12時ぐらいだと思いますので、その辺よろしく願いたいと思います。何もこれは通過儀礼としてやるのではございませんが、やはり時間というものには一定の制約がございますので、その辺はご認識いただきたい。かつまた、もし疑問等々があれば、これからもさまざまな手段をとって会社等にご質問いただければと思います。その辺、司会者としてはよろしく願います。

それでは、サイクル政策全般に関してであります。村内の山本様。再処理工場で作られた製品が使用されず、ウランがたまっていた場合でも、製品は作れるんでしょうかということで、中村部長からお答えいただきます。ほぼ同じような質問が山田様からもありますので、よろしく願います。

(当社)

再処理工場から回収される核分裂性のプルトニウムは、本格操業段階で毎年約4トン

と想定しております。一方、本年1月6日に、電力各社がプルトニウム利用計画を公表しておりますが、ここではプルサーマルが16基から18基導入された段階で、核分裂性のプルトニウムを年間約5.5トンから6.5トン利用するという想定されています。したがって、本格的プルサーマルが行われる段階では、需要が供給を上回るということで、確実に当社の製品であるプルトニウムが消費されていくものと考えております。

それから、回収ウランでございますが、これにつきましても、昨年10月の原子力委員会で決定された政策大綱におきまして、有効利用することを基本方針とするという記載がされております。これにつきましては、再濃縮をするなどして有効に利用されていくものと考えております。当社といたしましては、それまでの間、回収ウランにつきましては、安全に貯蔵していくという計画としております。

(司会)

山本様、山田様、よろしいですか。

それでは、次にいきます。サイクル政策全般に関して、六ヶ所村の福澤様からのご質問です。再処理工場本体の閉鎖後、放射化された機器、本体の最終処分はどのように行われるのかということであります。これに関しても中村部長、お願いします。

(当社)

再処理工場は40年の操業を計画しておりますが、操業終了後の解体廃棄物としまして、低レベルの放射性廃棄物が発生いたします。この廃棄物につきましては、その性状に応じて区分をして、その区分に応じて安全に処分をするということで、区分の考え方につきまして、現在、国で検討されているところでございます。したがって、その区分の考え方によって、処理をして、処分をしていくということで考えております。

(司会)

福澤様、すみませんが、ごく簡単をお願いします。

(質問者)

今までいろいろお伺いした中で、本当に机上の空論という言葉しか浮かびません。机上のデータを扱って、机上の仮定の理論でお話ししている、そういうふうにしかなりません。具体的に、じゃあ、いつ、どこで、誰が、どういうふうに最終処分するのか、あるいは、六ヶ所村にいる私たちにとっては、絶対六ヶ所村に持ってこないという保証はあるのか、再処理工場から出た廃棄物が六ヶ所村で処分されないことは、というふうに、本当に信じられるのかという確約すら何もありません。再処理工場をこれからまた本格試験へ突入するというのがちょっと許せません。

(司会)

ご意見として承ります。ありがとうございました。

その次、再処理施設等々に関して、これは山田様ですね。再処理計画はいつ、どのように公表されるのか。アクティブ試験開始後、再処理計画が始まるが、各年度の計画は、いつ、どのように公表されるのかということで、ご質問をいただいております。中村部長。

(当社)

再処理計画につきましては、昨年11月18日に公表させていただいております。ちなみに、量を申し上げますと、平成17年度、2005年度ですが、15トン。2006年度が258トン。2007年度が392トン。これ以降、800トンになるまでの計画について、公表させていただいております。

(司会)

よろしいですか。山田様。

それでは、その次にいきます。これは菊川様からのご質問です。再処理で回収されたウランとプルトニウムはまだどこで使うが決まっていません。アクティブ試験で抽出したプルトニウム、ウランの用途はどうなんでしょうかということで、中村部長、あるいは、田沼部長でも結構ですが。田沼部長。

(電気事業連合会)

先ほどのご質問、ちょっと私の手元にございませんで、正確なお答えになるかどうか分かりませんが、少なくとも六ヶ所再処理工場で回収されるプルトニウムにつきましては、この1月6日に公表させていただきましたけれども、各電力会社が責任を持ってプルサーマルに利用していくということを公表しております。六ヶ所再処理工場から出るプルトニウムについては、そういう形でMOX加工工場が出来上がる平成24年以降使い切るという計画を持っております。それ以前の2010年度までに、16ないし18基でプルサーマルを実施するというのを皆様にお約束しておりますが、そのMOX工場が出来上がるまでの間は、海外に保有しておりますプルトニウムを利用していくという考え方で今、努力しているところでございます。

(司会)

菊川様、よろしいですか。本当に簡単をお願いします。

(質問者)

海外にもまだたくさん、43トンですか、プルトニウムが残っていると思いますが、それでもまだ使い道がはっきり、どこでもプルトニウムを使うところはありませんよね。六ヶ所村の再処理工場を今、どうしても動かさなければいけないという必然性はないように思います。このような危険な工場を、何のあてもないプルトニウムを取り出すために動かすというのは、絶対に反対いたします。

(司会)

ご意見として承っておきます。ありがとうございました。

それでは、次ですが、アクティブ試験の費用はどのくらいかかるのか。あるいは、経営面の収支に関してはどうかということで、六ヶ所村の西村さんからご質問をいただいています。鈴木副社長、お願いいたします。

(当社)

費用面の細部については、オープンにしておりませんので、ご勘弁いただきたいと思います。日本原燃は民間会社でございますので、当然のことながら、操業に当たりましては、あるいは試験に当たりましては、安全性の確保を最優先として、かつまた、安定な操業を継続することにより、経営の健全性を確保していきたいというふうに考えております。これは繰り返しになりますが、アクティブ試験だからということではなくて、その後操業するに当たりましても同様でございます。安全・安定な操業こそが一番大事な経営面の課題だと思っております。

(司会)

よろしいでしょうか。西村様。

それでは、あと5問ほど質問がありますので、これは終わらせたいと思います。風評被害に関してです。六ヶ所村の橋本様から、風評被害に対する対策はどうですかという

ことでご質問をいただいております。鈴木副社長、お願いいたします。

(当社)

ただ今申し上げたことと同様でございますけれど、事業を進めるに当たりましては、最も重要なことは、安全を最優先に安定操業を行うことでございます。そして、もし万一事故が発生した場合には、これは速やかに関係機関、市町村等へ通報、連絡するとともに、プレス発表もいたしまして、あるいはホームページにも掲載いたしまして、正確な情報が適時適切に公開されるよう努力してまいることが大事だと思っております。

当社施設が環境に与える影響につきましては、青森県及び当社がこの六ヶ所村及び周辺市町村に置いておりますモニタリングステーションであるとか、あるいは、モニタリングポスト、こういったもので放射線の連続監視を行っているわけでございます。また、施設周辺の農畜産物、海産物、こういったものに含まれる放射性物質の量を定期的に測定しておりまして、当社のホームページや、県が発行する「モニタリングつうしんあおもり」こういったものに公表していく考えでございます。十分に安全であることを確認していただけるようになっておるわけでございます。今後とも、放射線、放射能についての正しいご理解というのが必須でございますので、こういった説明会等の広報・広聴活動を積極的に行ってまいりたいと考えております。

(司会)

回答の方も簡単をお願いいたします。

それから、環境対策で1問抜けていたようです。三沢の中川様からです。お米の放射性物質が90ベクレル/キログラムということは、茶碗1杯でも毎秒7~8個の放射線を受けることになるが、その90ベクレルは平均値ではないのかというご質問です。宮川部長。

(当社)

先日、青森県の環境の委員会で県からご報告された報告書の資料をご覧になってご質問いただいていると思います。精米1キログラムの中に、炭素14という放射性物質が90ベクレルぐらい、再処理工場からの寄与として見込まれますというふうに資料としてご報告させていただいております。ここでご質問いただいた、お米1キロ90だから、茶碗1杯100グラムだとすれば、9ぐらいという計算はそのとおりです。炭素14というのは自然界にもある放射性物質ですから、今、食べているお米にも1キロ当たり90ベクレルぐらいの炭素14というのが入っております。それは何の問題もなく皆さん、私もいただいているわけですが、それが多少上昇するということは想定されているということでございます。それらも含めて影響評価をした結果、十分低いという内容でございます。

(司会)

中川様、簡単をお願いします。

(質問者)

さっき青柳さんに説明していただいたデータがありますけれども、今、自然放射線が2.4ミリシーベルトあって、周辺住民は1ミリシーベルトになっていますね。それは2.4あるので、それ以上増やしたくないから1ミリというふうにして抑えられているんでしょう。コメの場合でも、90ベクレルと、さっき言った、今、茶碗1杯食べている間に9ぐらい放射線が出てくるわけですよ。それは自然にあるからいいものじゃなくて、自然でも危険なんですよ。そういう認識はないんですか。それがさらに倍になるんですよ。しかも、その0.022ミリシーベルトという根拠にしているのは、平均値で

しょう。その辺にあるコメとこの辺にあるコメと、全部ならしたらそういうことで、その多くなるコメを食べる人だっているわけですよ。そういう人は放射線を、めちゃくちゃ害を浴びるということになりませんか。

(司会)

分かりました。宮川部長。

(当社)

自然の放射線、年間2.4と言っているのが、他の放射性物質も日常的にみんな食べているわけなんですよ。そういったことがまずベースにありますので、それに再処理工場からの若干の寄与が加わるということが評価の結果、得られているわけです。日常的に食べている量を危険だというふうにごなたも認識されていないし、現に、それで問題が起きているわけではありません。それよりはるかに低いところの話をおどもは危険だというふうには認識しておりません。

(司会)

それでは、打ち切りにいたします。

風評被害に戻ります。あと3件であります。よろしくご協力ください。12時に限りなく近づきましたが。

この説明会に関しまして同じような質問が出ておりますので、これは一括で答えられると思いますので、一括してお願いします。むつ市の櫛部様から、県内全域で説明会をすべきというご意見。それから、六ヶ所村の福澤様から、説明会の開催が社長の発表からわずか数日、なぜ急いだのかというご質問。それから、もう一つ、説明会をもう少し親切にやるべきじゃないかということで中川様からご質問をいただいております。副社長、あるいは、社長、お願いいたします。

(当社)

それでは、一括してご説明させていただきます。

まず、今日、明日もまた別の地点でさせていただきますが、この予告といいましょうか、計画発表が15日になったことについてのご指摘が一つあったわけでございます。私どもも、もっともっと余裕を持って、事前に公表できればよかったんですけど、会場手配の都合、その他事情がございまして、こういうことになりましたことをまずはお詫び申し上げます。

それから、県内全域でやるべきということにつきましても、今回のこの説明会は、今日、明日で合計4ヶ所、南部地方で2ヶ所、津軽地方で2ヶ所ということでやらせていただくわけでございます。多い方がいいのかもしれませんが、やはり開催の時間の関係等もございまして、こうなっておりますことをご理解賜りたいと思います。

また、丁寧にということは、私どもそのつもりで努力しているところでございます。例えば、今日も冒頭の説明に30分、あるいは、質疑に1時間を考えておったわけでございますけれども、既に2時間に近いところまで延びておるわけでございます。許容できる範囲で私どもも誠意を持って説明をさせていただきたいと思っております。また、これを3時間、あるいは4時間やれというご意見もあろうかと思っておりますけれども、広く県民の皆様方にご参加いただくという趣旨からすれば、やはり3時間も4時間もというわけにはいかないと思っております。確かにまだご質問があるという方もおありでしょうけれども、これは別途、私どもの会社の方にご質問をいただくなり、あるいは、ホームページを使って疑問点をお寄せいただくなり、いろいろなことでカバーしていきたいと思っております。ぜひご理解を賜りたいと思っております。

(司会)

丁寧なというのは中川様からでありまして、課題をもっと絞ってやれということですので、今後ご検討いただければと思います。よろしくお願いします。

はい、どうぞ。

(質問者)

あまりにも急だという問題なんですよね。15日から3日間しかありません。私はむつにいますが、大体生活は皆さんも同じで、1週間単位で考えて、長い人は1カ月単位とかあると思いますけれども、最低でも1週間の行事なり用事を考えながらやっているわけです。3日前に突然言われると、本当に大変なんです。今日は私もやっと、他の仕事を都合つけて来たんですけども、そういった点では、やっぱり県民の生活感情を考慮していないという点が一つあると思います。

それから、全県下の問題は、先ほどからの回答の中にも出てきますように、やっぱり風向きによっては、陸奥湾を越えるわけですよね、ヤマセとか何かありますから。チェルノブイリの場合は数百キロも風向きによって被害が出ているわけですから、津軽一帯、あるいは大陸までということも、あなた方の仮定からいけば、私もどんどん仮定しますと、そうなるんですよ。それで、そういった点も考えれば、本当に県内、最低でも青森県全市町村で説明会をしていただきたいということが一つです。

(司会)

櫛部様、時間の関係もありますので、質問を絞ってくださいね。

(質問者)

分かりました。それから、加えて言えば、海へ放出した放射能がどんどん流れて行って、岩手、三陸沖までずっといきます。そういった点では、岩手県の漁業者から要請がありますように、当然、そちらにも説明する必要があると思います。ビキ二環礁の約50年前のものが今、日本の海岸に来ているということも事実で、証明されているわけですよね。

丁寧な説明の問題も、これは本当に皆さん、いろいろ質問を遠慮しているわけですよ。名前を書けと言われれば、なかなか出せませんよ。出した人たちの質問も、司会の方が中断、打ち切りでやっていますよね。これ毎回のことなんです。だから、本当に皆が納得できる、県民の一人一人が納得できる説明会の設定をして、時間の配分も日程もとってください。そうしないと、私は本当に納得できません。

(司会)

分かりました。要望として、私は打ち切ったつもりはありませんが、そのように映ったのはお許してください。ただ、多くの人に質問をいただきたいと思いましたが、若干時間を制限いたしました。今の説明会に関しては、中川様から質問がありましたので、中川様、どうぞ。説明会に関してです。

(質問者)

いろいろと丁寧にやっていたらと思うんですけども、僕なんか今、関心があるのは、極端に言えば、ウラン試験の結果の報告なんかどうでもいいんですよ。要するに、アクティブ試験という、今まで扱っていなかった、今までせっかく閉じ込めていた、放射能が大量に入っているサヤをぶち壊すわけですよ。大量に放射能を配管の中に通すわけですよ、環境中にも出すわけですよ。というくらい、アクティブ試験というのは非常に大きな問題なんです。アクティブ試験とは言っているけれども、再処理が

始まるのと同じじゃないですか、事実とすれば。何でそういう重大なことを、例えば、ウラン試験と一緒に報告するんですか。青柳さんの説明の中でも、最初の部分は全部ウラン試験のことでしょう。そんなことじゃなくて、ウラン試験の報告をしてくれるのは結構です、それはそれでやっていただいて、さらに、アクティブ試験のことについて、こんなに重要なことですよ。今まで、実際、再処理工場が建っていますけれども、まだ放射能はたいして出てないんですよ。アクティブ試験をやると大量の放射能が出るんですよ。その重大性を考えたら、3日前に報告してやるとか、県内4ヶ所でしかやらないとか、時間にしたらって、質問の時間は50分しか設定していなくて、1時間延ばしたからって、やったでしょ、丁寧でしょって言ったって、誰も納得しませんよ。

(司会)

分かりました。

(質問者)

それから、もう一点だけ言いますけれども、先ほどの方も言っていましたけれども、今回、海流に出したものは大量に出すわけですから、大量にあちこちに行くわけですよ。そうすると、当然、岩手県の漁業関係者にも影響があるわけですよ。岩手県の漁業関係者、三陸の漁業関係者みんな、青森県に対しても日本原燃さんに対しても、慎重にやってくれという要望が出ているはずですよ。それで、僕はある人から聞いたんですけども、この説明会にも出たいという希望を出したそうですけれども、これは青森県民でなければ参加できないと言われたそうですけれども、そのことについてどう考えているのか。

(司会)

分かりました。県民じゃないと参加できない云々は、事実としてあったんですか。その辺、事実をお答えください。副社長。

(当社)

私自身は聞いておりません。

(司会)

分かりました。

(質問者)

では、例えば、八戸とか青森とか弘前の会場に岩手県の関係者が来て質問することは構わないですね。

(司会)

どうぞ、副社長。

(当社)

基本的には、青森県民の説明会だと私どもは認識しております。したがって、青森県民の方がこういうことについて日本原燃の考え方を聞きたいということがなければ、それは受け付けることもできるかもしれませんが、基本的には青森県民の方、特に六ヶ所で開催する今日の場においては、六ヶ所村及びその周辺の方々にご参加いただいたものと認識しております。

(質問者)

青森県外の方でもいいということですね。

(当社)

ですから、時間があれば、いただくこともできると。

(司会)

櫛部様、簡単にどうぞ。

(質問者)

社長にお願いしたいんです。14日に知事に会っていますよね。その際に、広報体制強化の一層の定着化と情報公開をさらに推し進めて、県民皆さんにちゃんと説明するというのを社長自ら言っているわけですから、この場でも、県内全自治体でやるとか、岩手県ほか影響あるところにもちゃんと説明するとか、これをはっきり回答してください。

(司会)

では、社長、ご指名ですので簡単をお願いします。

(当社)

今日は時間を延長いたしましたけれども、必ずしもご満足いただく、あるいは、十分なものでなかったかもしれません。冒頭に差し上げたご案内のとおり、まだ残っているものがありますれば、私ども個別にまたお返事を差し上げる、あるいはまた、お尋ねいただければお答え申し上げたい、こんなふうに思いますので、説明会が全部必ずしも十分ではないというふうに思いながらも、しかし、いろいろな事情や時間との兼ね合いでこうなっておりますことをご理解賜わりたいと思います。

また、今おっしゃった全市町村というのは、いささか現実的ではないのではなかろうか、皆様の交通の便も考え、たくさんの方が住んでおられる、そういう中心的なところで説明をするのが現実的ではなかろうかなという感じもいたします。しかし、それもまた十分でなければ、またいろいろな面で補足をしていく、お手紙を頂戴したり、質問状を頂戴したり、あるいは、ホームページ等で補足していくという方法があるのではなかろうかと、こんなふうに思います。

それから、もう一つ、広報体制の点については、さらに一層充実し、私どもが今、どのような作業をし、どういうふうになっているかということがホームページ等ですぐに分かるように一層努力し、かつまた、地域の皆様方に私どもが出て行って、対話をさせていただきながら、双方向の意見交換、あるいはむしろ、お聞きする姿勢で今後進めてまいりたい、こんなふうに思っております。どうもありがとうございました。

(司会)

後者の方はそういうことで、よろしくをお願いします。説明会の持ち方に関しましては、いろいろご意見、ご要望がありましたので、今後、さらに検討していただくということをお願いしたいと思います。

はい、どうぞ。簡単に。

(質問者)

すみません。説明会のことで質問状を提出しました福澤です。別途と言われますが、私ども、何回か別途質問状を出したり、原燃PRセンターに出向いて、そのときには広報課が出てきますけれども、その場で、1つには、カメラ撮影とテープレコーダーでの録音はやめてくださいと言われました。これは社長さんのご意向ですか。私たちとしては、本当に一字一句でも間違った受け止め方をしてはいけないということで、テープレ

コーダーを用意したり、どなたの意見かということを確認するためにも写真を撮ったりします。それを認めないということは、社長さんの意向でしょうか。もしそうであるならば、それは改めて、これからは認めてください。

同時に、別途意見ということに関しては、このような形で社長さんや技術部長さんや副社長さんと直接お話しすることはなかなかありません。日本原燃広報部の方々ができて、本当に社長さんに伝わったのか確認するしかない現状です。そういう中で、別途改めてご意見をくださいと言われても、なかなかこういう機会は、ほかの県民にとっては、例えば、十和田市の方にとって、五所川原の方にとって、黒石の方にとって、こういう機会はないんです。設けてください。

(司会)

分かりました。そういうことで、ご要望も十分に承ってやっていきたいと思います。社長、写真云々というのは私は分かりませんが、ご質問だったので、そこだけ簡単にお答えできる範囲で。

(当社)

写真がなぜ必要なのか、写真を撮る必要があるということであれば、そのことを事前におっしゃっていただきながら、ご対応というか、お会いしたい、そんなふうに思っております。要は、ご疑問に思っていること等、あるいは、ご意見等を私どもがきちんとお伝えし、かつお聞きすることが一番大事なことでありまして、その辺に照らしながら、今のご意見をその都度その都度、考慮させていただいて、またお話をさせていただきたい、こんなふうに思っております。

(司会)

改善すべきところは改善していただくようにいたしますので、ご要望として承りました。

以上でご質問は終わりで、あと、意見が5点ほど出ております。サイクル政策は必要不可欠なもので、自信を持って進めたいというご意見。同じようなのが2件。それから、その他、風評被害が心配だというご意見。それから、アクティブ試験の計画がよく分からないということで、質問よりもご意見であります。もう一つは、説明会の持ち方ですね。ここにも櫛部様のものがありますが、時間の都合上、読み上げるのは差し控えたいと思います。

会場の方で、もし、どうしても意見なり質問なり、一言という方。お2人ぐらいいかがでしょうか。今までご発言等がなかった方、よろしく願います。ありませんか。

福澤様、どうしてもですか。では1つだけ。簡単に。

(質問者)

すみません。今回のアクティブ試験で予定している使用済核燃料は、どこの原発から出された使用済核燃料でしょうか。それ1点だけ。

(司会)

青柳部長。

(当社)

これは先ほどご説明しましたけれども、どこの原発というよりも、広く電力会社のものを使っておりまして、燃焼度や、先ほど申し上げました段階的に取扱量を増やしていく観点で、現在、既に私どもの貯蔵プールの中に千五百数十トンございますけれども、その中から選びました。ですから、この電力会社のものを選ぶという選び方ではござい

ません。

(司会)

ありがとうございました。もう1人ぐらいありますか。他の方、何とかお願いしたいんですが。右側の方、どうぞ。

(発言者)

本日、このような説明会を開催していただいて、地元の住民としては感謝に耐えないところでございます。これまでの通水作動試験、化学試験、ウラン試験を通じて、施設の健全性については、正しく評価されてきたというふうに、私ども地元住民は正しく理解しております。これまでの歴史的な背景からしても、六ヶ所村の歴史の中で、かなり喧喧諤諤とした議論がなされてきた、そういった経緯の中で現状に至っていること自体、我々自身、これからの将来に関して、六ヶ所村に必ずしも必要だということで私どもは重く受け止めて、今後、この施設との共存をぜひとも前向きな姿勢で取り組んでいきたいというふうに思いますので、今後のアクティブ試験、操業稼働におきましても、あくまでも皆様方が主張されるように、安全性第一義に考えて、慎重に進めていただきたいと思います。要望させていただきます。ありがとうございました。

(司会)

ご要望として受け止めます。

予定よりは確実に長くなると思いましたが、1時間15分ほど経過いたしました。事務局でいろいろ仕分けしていますが、精査すれば、あるいは、ご質問にお答えしていないところもあると思います。それらに関しましては、会社の方に誠意を持って回答するように、私からも要望しておきます。また、説明会の持ち方等に対してもいろいろご要望がありましたので、社長、副社長等、それを重く受け止めて、これからのあり方等々もご検討いただきたい。ましてや、原子力に関しましては、広報・広聴がぜひ必要ですので、その辺に関しましては、これからもご尽力いただきたいということを、司会者として、大変まずい司会で申し訳なかったんですが、ご要望します。

最後に、社長からもしあれば一言ということで、終わりにしたいと思います。よろしくをお願いします。

(当社)

一言、お忙しい中、また、先ほど来、通知してから時間が短かったというお詫びを申し上げながら、今日の活発な質疑を頂戴し、お答え申し上げたものでありまして、心から厚く御礼を申し上げて、私からのご挨拶といたしたいと思っております。ありがとうございました。

(司会)

それでは、長い間、どうもありがとうございました。これで終わります。

以上